三重大学大学院生物資源学研究科紀要に関する規程

第 1 条　三重大学大学院生物資源学研究科紀要（以下「紀要」という。）は，英名を The Bulletin of the Graduate School of Bioresources, Mie University とする。

2　紀要は，本研究科大学教員の学術研究の成果を発表することを目的とし，原則として年 1 回発行する。

3　紀要には，投稿原稿（原著論文及び総説），生物資源学研究科で審査し，本学が授与した学位（博士）の論文要旨及び修士論文と卒業論文の題目，並びに教員の出版物目録を掲載する。なお，掲載は著者並びに公表に責任を有する教員の同意が得られたもののみとする。

第 2 条　紀要の編集・発行は編集委員会が行う。また，編集委員会委員は本研究科常置委員会の図書・学術委員会委員が兼務する。

2　編集委員会に委員長を置き，図書・学術委員会委員長をもって充てる。

第 3 条　編集委員会は，次の事項を行う。

（1）　原稿の募集

（2）　複数の査読者（必要に応じて依頼する学外者を含む。）の選定，原稿査読の委嘱，論文等の掲載の可否及び受理日の確認

（3）　原稿の編集及び印刷

（4）　紀要の配布及び交換

（5）　その他編集委員会が必要と認める事項

第 4 条　紀要の原稿は，前条第 2 号により選定した査読者による査読を受けるものとする。

第 5 条　編集委員会は，年間を通じて原稿を受け付けるものとし，受付時に受領書を交付する。また，編集委員会が掲載を認めた日付をもって受理日とし，その受理日を掲載論文などに明記する。

第 6 条　紀要に掲載された論文，総説などの著作権は，三重大学大学院生物資源学研究科に帰属する。

附　則

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 28 年 3 月 7 日から施行する。

附　則

この規程は，令和 2 年 10 月 14 日から施行する。